

ゆめタウン丸亀 (No.1396)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月18日 香川県知事 池田 豊人

### 1 届出の概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 届出者の氏名又は名称及び住所  | 名称 株式会社イズミ<br>住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号   |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 名称 ゆめタウン丸亀<br>所在地 丸亀市新田町字橋本186番地3 外54筆   |
| 変更した事項          | (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項<br>①駐車場の収容台数<br>【変更前】<br>位置:図面3-1 建物配置図(変更前)<br>図面4-5(1) 各階平面図(5F)(変更前)<br>図面4-6(1) 各階平面図(6F)(変更前) 参照<br>収容台数:1,636台(2箇所)<br>【変更後】<br>位置:図面3-2 建物配置図(変更後)<br>図面4-5(2) 各階平面図(5F)(変更後)<br>図面4-6(2) 各階平面図(6F)(変更後) 参照<br>※位置の変更なし<br>収容台数:1,220台(2箇所) |
| 変更の年月日          | 令和8年10月10日   |
| 変更する理由          | 駐車場の効率的な運用を図るため  |

2 届出年月日 令和8年2月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課  
縦覧期間: 令和8年2月18日から令和8年6月18日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年6月18日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ